

関東信越税理士会 熊谷支部6月例会次第

日時 令和4年6月17日(金)
午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-------------------|---|--------------------|
| (1) 5月11日(水) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 5月11日(水) | 桜の写真コンクール投票 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 5月11日(水) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 5月11日(水) | 支部監事監査会 | 於 | 支部事務局 |
| (5) 5月11日(水) | 支部予算編成会議 | 於 | 日本政策金融公庫会議室 |
| (6) 5月16日(月) | 支部第1回理事会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (7) 5月19日(木) | 熊谷法人会定時総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (8) 5月27日(金) | 大里地区租税教育推進協議会定期総会 | | |
| | | 於 | 埼玉県産業技術総合センター北部研究所 |
| (9) 6月 1日(水) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (10) 6月 1日(水) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (11) 6月 8日(水) | 熊谷法人会青年部会事業報告会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 執行部・総務部合同会議
日時 6月17日(金)午後12時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 例会・署との協議会
日時 6月17日(金)午後1時20分～3時20分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 第42回定期総会
日時 6月17日(金)午後3時30分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 女性部会
日時 6月17日(金)午後5時30分～6時30分
場所 ホテルガーデンパレス3階
- (5) 関東信越税理士会第71回定期総会
日時 6月22日(水)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (6) 関東信越税理士会埼玉県支部連合会第69回定期総会
日時 7月14日(木)午後2時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (7) 正副支部長・地域長会議
日時 8月 5日(金)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (8) 熊谷税務署との協議会
日時 8月 5日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

桜の写真コンクールの入賞者作品を、支部ホームページに絶賛展覧中です。
是非、ご覧ください！入賞者の表彰式は8月例会時に行う予定です。



5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《転入》

野崎千秋(令和4年5月25日 東京税理士会より)調査研究部
〒360-0032 熊谷市銀座1-1-1 アルファステイツ熊谷銀座203号
野崎千秋税理士事務所

熊谷支部 会員数167名

6. 次回例会予定

日時 8月10日(水)午後4時00分～5時00分 例会・署との協議会

場所 ホテルガーデンパレス

*バス 午後1時40分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 8月10日(水)午後2時00分～4時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「令和4年度 税制改正」

講師 本庄支部 松本純一先生

単位 2単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名:kumazei パスワード:kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名:member パスワード:skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名:zei パスワード:szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和4年6月現在)

9月例会	9月 7日(水)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(金)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(火)	午前10時30分～
12月例会	12月12日(月)	午後 2時00分～
1月例会	1月12日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(火)	午前10時30分～
3月例会	※3月27日(月)	午後 2時00分～

※24日から変更になりました

*予定ですので変更になる場合もあります。

日時 令和4年6月17日
15時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について
(管理運営部門)

イ 発送対象者

納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送予定日 令和4年6月14日(火)

納期の特例を適用されている源泉徴収義務者のうち、イに記載の対象者に対して、「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を、6月14日（火）に発送します。

関与先から照会等がありましたら期限内納付のご指導をお願いいたします。

（２）令和４年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について

（管理運営部門）

イ 発送日 令和４年 ６月 15 日（水）

ロ 納期限及び振替日

第１期 令和４年 ８月 １日（月）

第２期 令和４年 11月 30 日（水）

令和４年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書につきましては、６月15日（水）に発送します。

第１期分、第２期分の納期限は記載のとおりです。振替納税を利用されている方の振替日も同日となりますので、振替口座の残高確認につきまして関与先等にご指導をお願いいたします。

（３）令和４年度 税制改正のあらまし（資産課税関係）について （資産課税部門）

別添リーフレット「個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の
令和４年度税制改正のあらまし」

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」⇒画面上部の「刊行物等」⇒「パンフレット・手引」⇒「譲渡・山林所得関係」⇒「税制改正のあらまし」

（４）贈与税・相続税の改正について

（資産課税部門）

別添リーフレット「民法の改正（成年年齢引下げ）に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし」

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」⇒画面上部の「刊行物等」⇒「パンフレット・手引」⇒「相続税・贈与税関係」⇒「その他」

別添リーフレット「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」等のあらまし」

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」⇒画面上部の「刊行物等」⇒「パンフレット・手引」⇒「相続税・贈与税関係」⇒「相続税・贈与税の特例のあらましなど」の【住宅取得等資金の特例】

(5) インボイス発行事業者の登録申請書の早期提出依頼について（個人・法人課税部門）

適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請の受付が開始されており、これまでも多数の事業者の方から登録申請をいただいておりますが、登録申請期限である令和5年3月に近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されます。

これにより、令和5年1月以降に登録申請書を提出される場合、申請から登録通知まで、数か月程度時間を要することが想定されます。

税理士会会員の皆様には、関与先個人・法人に対し登録申請について周知していただくとともに、e-Taxによる登録申請書の早期提出についてご協力いただけますよう、お願いいたします。

別添リーフレット

「個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の令和4年度税制改正のあらまし」

「民法の改正（成年年齢引下げ）に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし」

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」等のあらまし」

5 県税事務所からの連絡事項

○ 電子申告・電子納税の利用促進について

添付書類

「県税事務所別電子申告利用率」

別添リーフレット

「eLTAX リーフレット」

自宅で オフィスで

インターネットでまとめて、簡単手続き！

エル
タックス
eLTAX

ポータルシステム

地方税の電子総合窓口

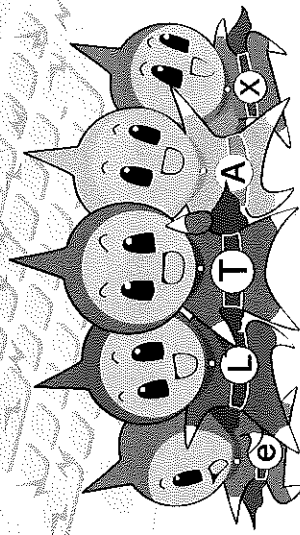
手数料無料!! 自宅やオフィスから地方税が納付できます

一括処理!! 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます

全国の地方公共団体に

提出可能!! 複数地方公共団体へ一括提出できます

費用はナシ!! eLTAXは無料で利用できます (※)



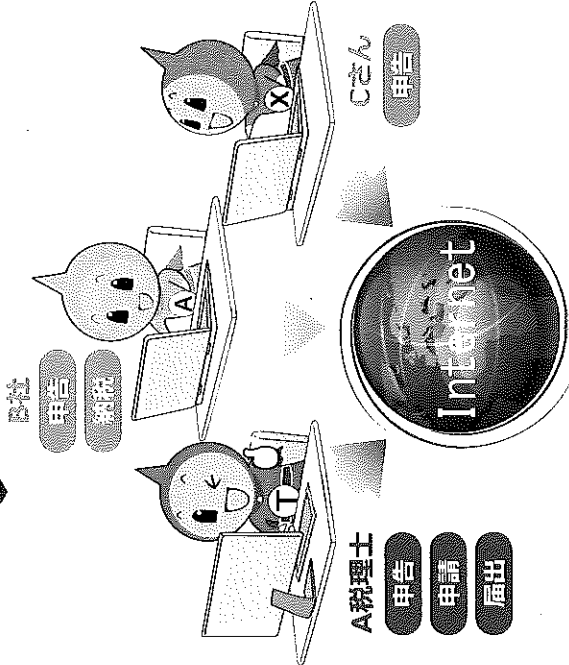
エル
タックス
eLTAX

(※) eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

eLTAX電子申告の概要

地方税の申告、申請などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありますが、eLTAXでは、インターネットからそれぞれの地方公共団体に一括手続きできます。

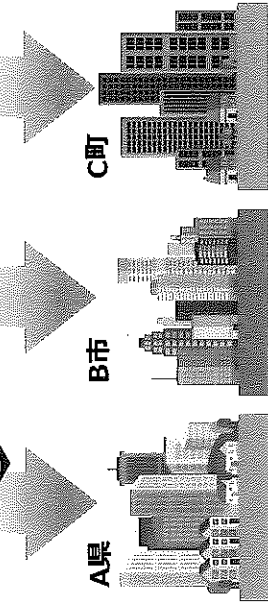
① インターネットで申告



② 地方税ポータルセンターで受付



③ 各地方公共団体へ配信

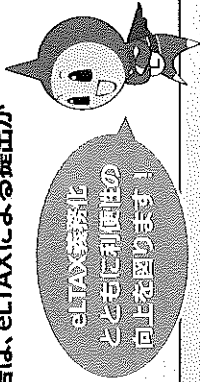


2020年
4月1日
から

大法人のeLTAX使用が
義務化されました！

大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う法人住民税
及び法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が
義務化されました。

※2020年4月1日以後に
開始する事業年度から
適用



2021年
1月1日
から

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等
による提出義務基準が引き下げられました！

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

エルタックス

検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからご覧いただけます(※)

(※) 利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>

国税電子申告・納税システム (e-Tax) もご利用ください。

▶ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

国税庁 e-Tax キヤラクター : イータク

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY



ご利用の流れ

STEP 1

利用届出を行います。
eLTAXのホームページから利用届出（新規）を提出してください。

STEP 2

利用者ID、暗証番号が発行されます。
利用者ID、暗証番号が発行され、電子申告等のサービスがご利用いただけるようになります。

STEP 3

eLTAX対応ソフトウェアを取得します。
PCdeskは、eLTAXホームページから取得します。
税務会計ソフトウェアは、eLTAX対応のものを使用してください。

STEP 4

電子申告、電子申請・届出、電子納税を行います。

1 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複額の提出先へ電子申告する場合は、利用届出（変更）を行って提出先を追加します。

2 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出手続きを行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は、利用者IDが必要です。

3 電子納税

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、金融機関が提供しているインターネットバンキングやATMなどから、ペイジーを介して税金を納付することができます。

利用可能な手続き

1 電子申告対象税目

- 法人・都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税（地方法人事業税）
- 法人市町村民税
- 固定資産税（償却資産）
- 個人住民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続き）
- 事業所税

2 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続きに関連した申請・届出手続き

3 電子納税

- 申告手続きに関連した納付手続き（※）
- （※）固定資産税（償却資産）
- 個人住民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続き）

※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

受付中 地方税 共通納税システム

詳しい情報は
ホームページでご確認ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>
エルタックス

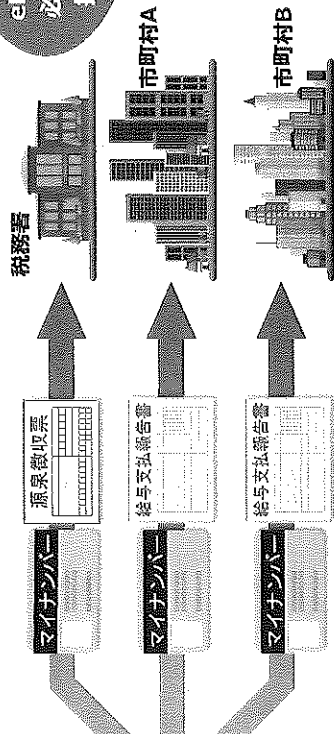
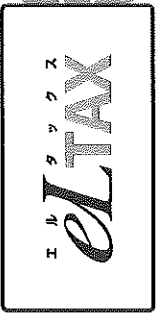
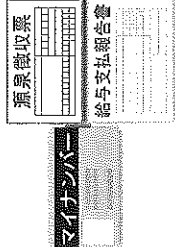
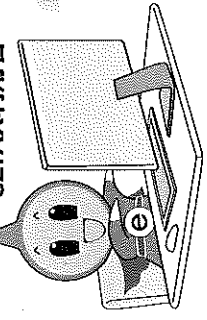
- 1 全地方公共団体へ電子納税ができます!!
- 2 ダイレクト納付ができます!!
- 3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!
- 4 電子納税で納付事務の負担軽減!!
- 5 手数料無料!! 0円

サービス
向上だね!

給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化について

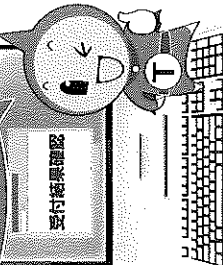
国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

eLTAX利用者



eLTAXに送信すれば、
必要な組織に自動的に
振り分けられます。

受付結果確認



「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」等のあらまし

このパンフレットは、次の制度の概要を解説したものです。

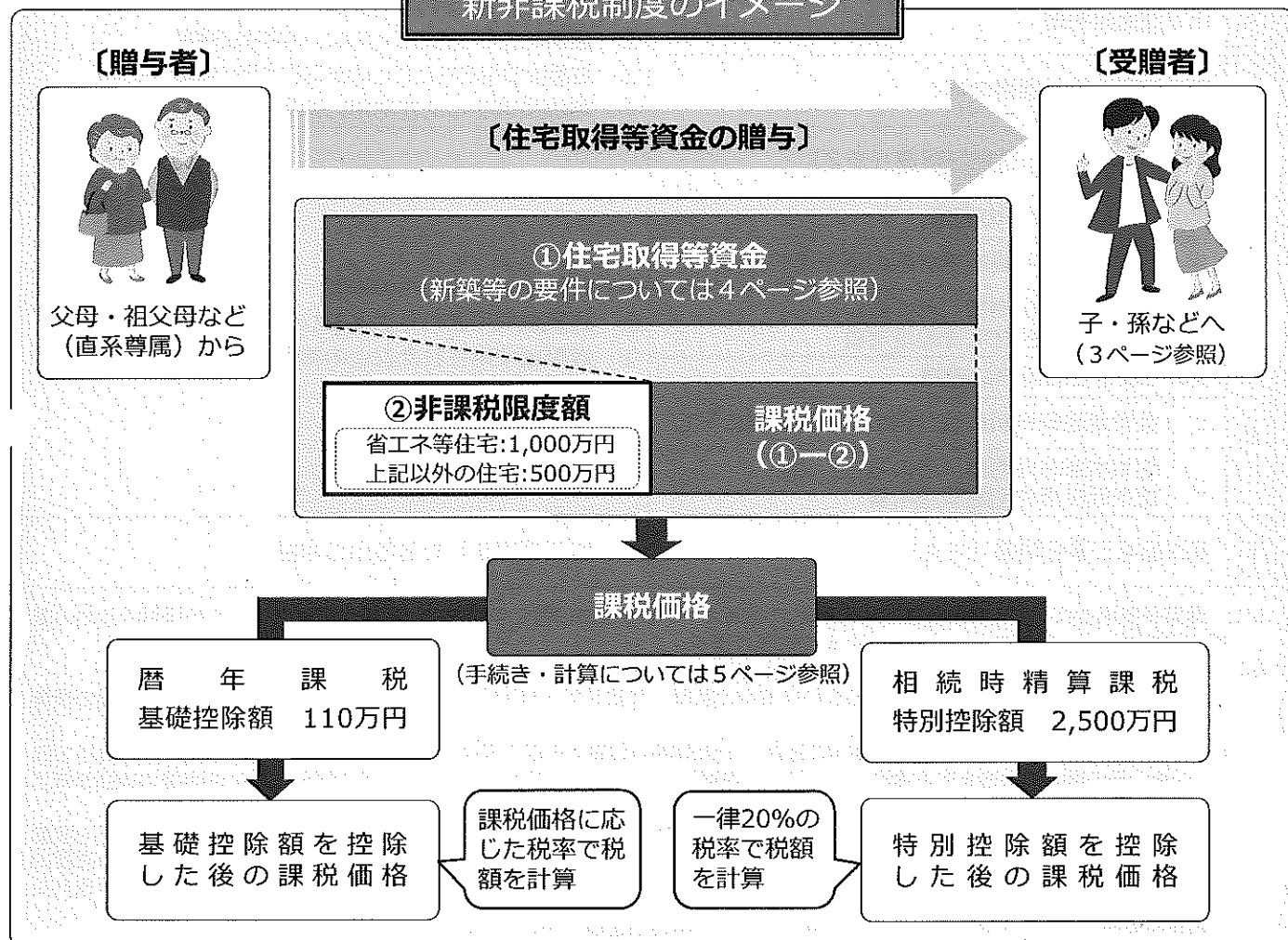
- I 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（1ページ）
- II 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（6ページ）
- III 「災害等に関する税制上の措置」（7ページ）

I 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

制度の概要

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、2ページの1の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下、この制度を「新非課税制度」といいます。）。

新非課税制度のイメージ



このあらましは、令和4年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

令和4年5月



税務署

この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

1 受贈者ごとの非課税限度額（注1）

住宅用の家屋の種類 贈与の時期	省エネ等住宅（注2）	左記以外の住宅
令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	1,000万円	500万円

（注1）非課税限度額

受贈者ごとの非課税限度額は、受贈者が新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の種類に応じた金額となります。

なお、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

（注2）省エネ等住宅

省エネ等住宅とは、省エネ等基準（①断熱等性能等級4以上若しくは一次エネルギー消費量等級4以上であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であることをいいます。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次のAからFのいずれかの証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

証明書などの種類		証明対象の家屋
A	住宅性能証明書	① 新築をした住宅用の家屋
B	建設住宅性能評価書の写し	② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
		③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（※1）
		④ 増改築等をした住宅用の家屋
C	住宅省エネルギー性能証明書（※2）	
D	次のa及びbの両方の書類	
	a 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し	
	b 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書	① 新築をした住宅用の家屋
		② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
		③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（※3）
E	次のc及びdの両方の書類	
	c 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し	
	d 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書	
F	増改築等工事証明書（※4）	④ 増改築等をした住宅用の家屋

※1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以降に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限りします。

※2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限りします。

(1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 令和5年3月31日まで（注）に、その証明のための家屋の調査が終了したもの

(2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その取得の日前2年以内又は令和5年3月31日まで（令和4年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあっては、取得の日以後6か月以内）（注）に、その証明のための家屋の調査が終了したもの

（注）令和5年4月1日以後に居住の用に供される家屋の場合は、(1)で「令和5年3月31日まで」とあるのは「その家屋の取得の日前」と、(2)で「その取得の日前2年以内又は令和5年3月31日まで（令和4年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあっては、取得の日以後6か月以内）」とあるのは「その取得の日前2年以内又は取得の日以後6か月以内」となります。

※3 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（その写し）を除きます。

※4 増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明がされたものに限りします。

○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。

【ご注意ください！】

所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）を適用する場合

新非課税制度等の適用を受ける人（注１）が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける場合において、次の①の金額が②の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については住宅ローン控除の適用はありませんのでご注意ください。

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額
- ② 住宅用の家屋の新築等の対価の額又は費用の額（注２）から、新非課税制度等の適用を受けた部分の金額を差し引いた額（注３）

（注１）６ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合も同様です。

（注２）上記①の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。

（注３）住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

2 受贈者等の要件

1	贈与を受けた時に <u>贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）</u> であること。 （注）配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には当たりませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に当たります。
2	贈与を受けた年の1月1日において <u>18歳以上</u> （令和４年3月31日以前の贈与の場合は、 <u>20歳以上</u> ）であること。
3	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が <u>2,000万円以下</u> （新築等をした住宅用の家屋の床面積が <u>40㎡以上50㎡未満</u> である場合は <u>1,000万円以下</u> ）であること。
4	平成21年分から令和３年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けたことがないこと（以下、この期間の「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の制度を「旧非課税制度」といいます。）。
5	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋を取得したものであること、又はこれらの人との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
6	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて <u>住宅用の家屋の新築等（４ページ参照）</u> をすること。 （注）受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この新非課税制度の適用を受けることはできません。
7	贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していること。 （注）贈与を受けた時に上記の要件に該当しない場合であっても、一定の要件の下に、対象となる場合があります。
8	贈与を受けた年の翌年3月15日までに <u>その家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること</u> 。 （注）贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、原則としてこの新非課税制度の適用を受けることはできませんので、修正申告が必要となります。

☞ 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

3 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅用の家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅用の家屋の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は、日本国内にあるものに限られます。



(1) 新築又は取得の場合の要件

1

新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。

取得をした住宅用の家屋が次のいずれかに該当するものであること。

- ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
- ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの
- ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次のいずれかの書類により証明がされたもの

a	耐震基準適合証明書
b	建設住宅性能評価書の写し（耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの）
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

（注）上記aからcの書類は家屋の取得の日前2年以内に、その証明のための家屋の調査が終了したもの、評価されたもの又は保険契約が締結されたものに限りま。

- ④ 上記②及び③のいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、次に掲げる証明書等により証明がされたもの

2

	申請書等	証明書等	（参考）耐震改修を行うことについての申請先
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し（耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの）	登録住宅性能評価機関
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人

（注）申請書等は住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに、また、証明書等は贈与を受けた年の翌年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限りま。

(2) 増改築等の場合の要件

1	増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。						
2	増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明がされたものであること。 <table border="1"> <tr> <td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr> <tr> <td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr> <tr> <td>c</td><td>増改築等工事証明書（注）</td></tr> </table> （注）増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）
a	確認済証の写し						
b	検査済証の写し						
c	増改築等工事証明書（注）						
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が100万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に要したものであること。						

（注1）「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

（注2）「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

（注3）「取得」の場合には、上記（注1）及び（注2）の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、新非課税制度の適用を受けることはできません。

4 申告の手続き

新非課税制度は、贈与税の申告書の提出期間内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

贈与税の申告書の提出期間は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までです。

（注）申告期限の日（3月15日）が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限となります。

5 贈与税の計算（他の控除との併用可能）

新非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除（110万円）を適用することができ、また、相続時精算課税にあつては特別控除（2,500万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税を適用した金額は、贈与者が亡くなった時の相続税の課税価格に加算されます。

(1) 暦年課税の場合の適用税率

【速算表（特例贈与財産用）】

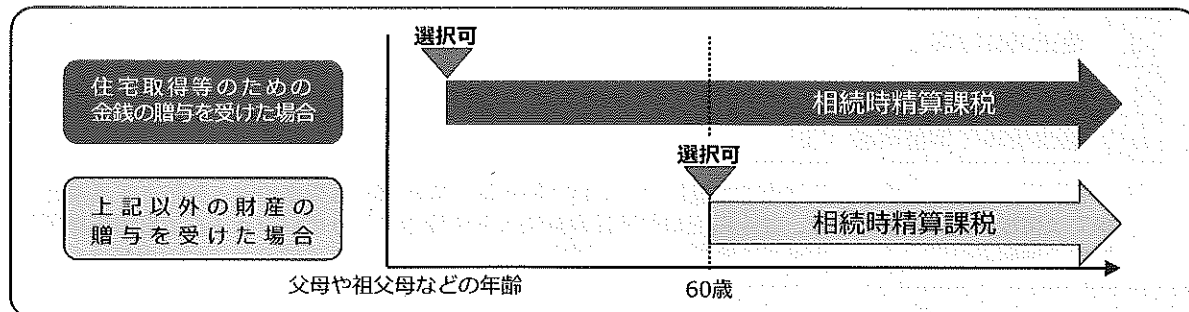
基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

(2) 相続時精算課税の場合の適用税率 一律20%

Ⅱ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

制度の概要

平成15年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母などからの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



1 受贈者等の要件

- 1 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人であること又は贈与を受けた時に贈与者の孫であること。
- 2 「Ⅰ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の「2 受贈者等の要件」（3ページ参照）の2、5、6、7及び8の要件のいずれにも該当すること。

2 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅用の家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅用の家屋の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は、日本国内にあるものに限られます。

(1) 新築又は取得の場合の要件

- 1 新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
- 2 「Ⅰ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の「3 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「(1) 新築又は取得の場合の要件」（4ページ参照）の2の要件に該当すること。

(2) 増改築等の場合の要件

- 1 増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
- 2 「Ⅰ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の「3 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「(2) 増改築等の場合の要件」（5ページ参照）の2及び3の要件に該当すること。

3 申告の手続き

この制度は、贈与税の申告書の提出期間内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Ⅲ 災害等に関する税制上の措置

1 住宅取得等資金の非課税の再適用

新非課税制度又は旧非課税制度の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害（注1）により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合については、次の措置が設けられています（注2）。

- (1) 新非課税制度の適用を受けて既に贈与税が非課税となった金額がある場合であっても、その受贈者が新たに贈与を受けた金銭で住宅用の家屋の新築等をするときは、非課税限度額の算定に当たってはその金額を控除する必要はありません。
- (2) 平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で旧非課税制度の適用を受けた場合でも、一定の要件を満たすときは、新非課税制度の適用を受けることができます。

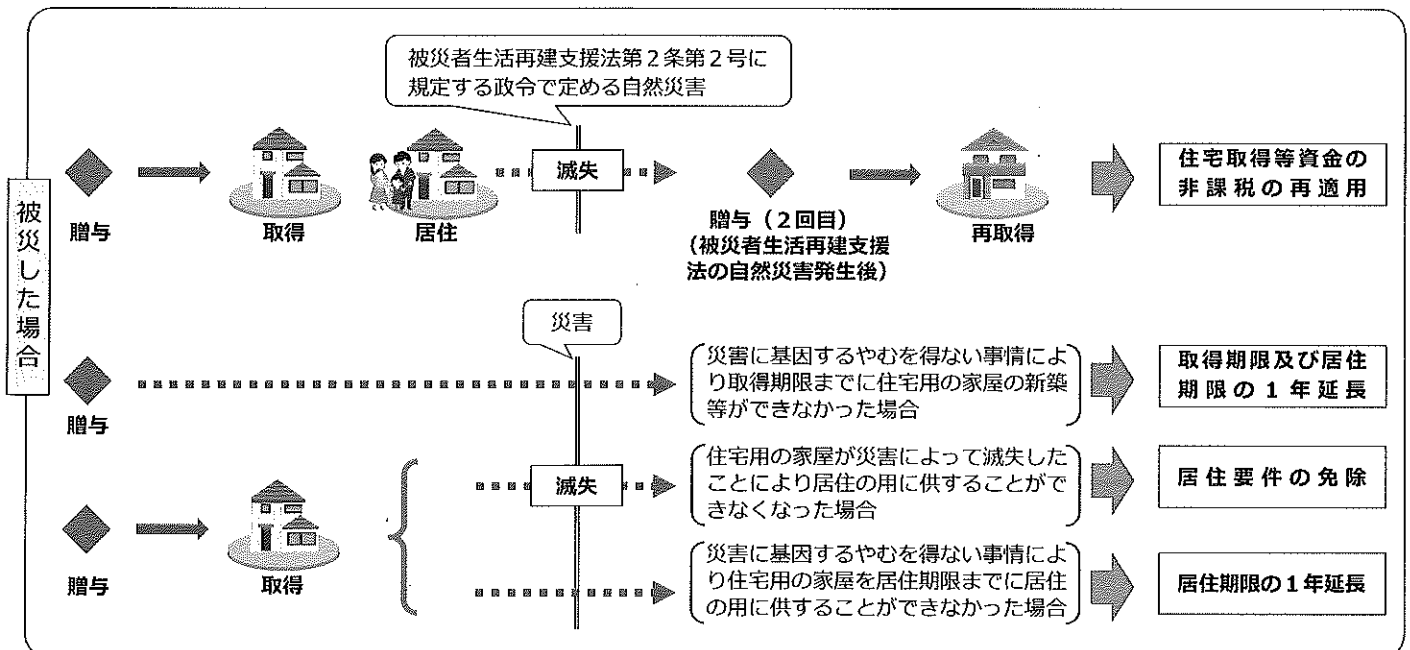
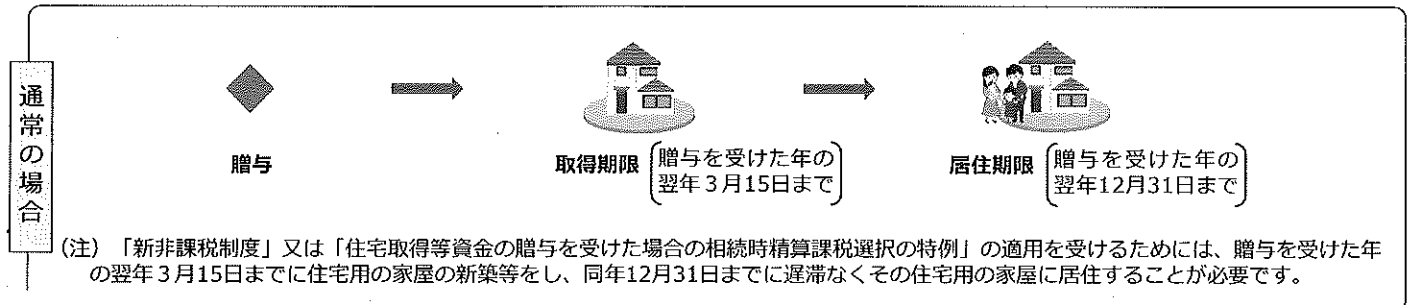
（注1）「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html】をご覧ください。

（注2）「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」以外の災害の場合は、上記の措置（住宅取得等資金の非課税の再適用）の適用はありませんので、ご注意ください。

2 取得期限及び居住期限の1年延長並びに居住要件の免除

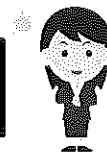
「新非課税制度」及び「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」における住宅用家屋の取得期限及び居住期限並びに居住要件について、災害に基因するやむを得ない事情等が生じた場合には、次の措置が設けられています。

- (1) 災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の新築等ができなかった場合には、住宅用家屋の取得期限及び居住期限がそれぞれ1年延長されます。
- (2) 新築等をした住宅用の家屋が災害によって滅失をしたことにより、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住できなかったときであっても、上記の制度の適用を受けることができます。
- (3) 災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年12月31日までにその住宅用の家屋に居住できなかった場合には、その居住期限が1年延長されます。





「新非課税制度」等に関するQ & A



Q1 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の新非課税制度の適用

問 私は、令和4年5月に父と祖父から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受け、その資金で同月中に省エネ等住宅（2ページ参照）を取得し、同年中に居住を開始しました。贈与者ごとに新非課税制度の適用を受けられますか。

答 この場合の新非課税限度額は、受贈者1人について1,000万円が限度となりますので（2ページの「1受贈者ごとの非課税限度額」参照）、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×2）のうち1,000万円について新非課税制度の適用を受けることができます。なお、新非課税制度の適用に当たって、誰からの贈与について、いくら適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

Q2 家屋を所有しない（持分を取得しない）場合

問 私（妻）は、夫と共に住宅を取得するに当たり、祖父から贈与を受けた金銭の全額をその敷地（土地）の取得資金に充てて、その土地の上の家屋は夫が銀行からの借入金により取得しました。

この結果、土地は私と夫の共有、家屋は夫の単独所有となりましたが、私が祖父から贈与を受けた金銭について新非課税制度の適用を受けることはできますか。

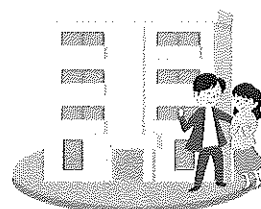
答 新非課税制度は、贈与を受けた金銭を、新築等をする住宅用家屋の敷地の用に供される土地等の取得に充てる場合も対象となりますが、その贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その取得した土地の上の住宅用の家屋を所有する（共有持分を有する場合も含みます。）ことにならない場合は新非課税制度の適用を受けることはできません。

Q3 マンション又は建売住宅を取得する場合の取得期限

問 私は、令和4年12月に父から住宅取得のために贈与を受けた資金を、同月中に契約締結したマンションの頭金の支払に充てましたが、このマンションの完成・引渡しは令和5年6月になる予定です。

この場合、私は新非課税制度の適用を受けられますか。

答 マンションや建売住宅の場合は、住宅用家屋の「取得」に当たりますが、この場合、住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、新非課税制度の適用を受けられません。



Q4 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問 私は、令和3年中に父（満57歳）から住宅取得のための資金として3,500万円の贈与を受け、令和3年分の贈与税の申告では「旧非課税制度（3ページ参照）」と「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

令和4年に父から現金300万円の贈与を受けましたが、令和4年分の贈与税の申告はどのようにになりますか。

答 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が60歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが令和4年に贈与を受けた現金300万円は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

○ 国税庁ホームページにおいて、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の

令和4年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、令和4年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

1 居住用財産の譲渡の特例に関する改正

(1) 「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、次の措置が講じられました（措法36の2、36の5）。

イ 適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。

ロ 令和6年1月1日以後に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋で特定居住用家屋^(注)に該当するものが適用対象となる買換資産から除外されました（措法36の2①、36の5、措令24の2③一イ）。

(注) 特定居住用家屋とは、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するもの以外のもので、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいいます（措法41②⑤、措令26②④⑦、令和4年国土交通省告示第456号）。

① 当該家屋が令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けているものであること。

② 当該家屋が令和6年6月30日以前に建築されたものであること。

また、買換資産が令和6年1月1日以後に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋である場合には、その家屋が特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類として、次の(イ)から(ホ)までに掲げる書類のいずれかを①確定申告書の提出の日又は②その家屋の取得をした日から4月を経過する日までに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（措規18の4⑥、18の21⑧一チ、令和4年国土交通省告示第422号、第455号）。

(イ)	確認済証の写し又は検査済証の写し（令和5年12月31日以前に確認を受けたことを証するものに限りま す。）	
(ロ)	登記事項証明書（令和6年6月30日以前に建築されたことを証するものに限りま す。）	
(ハ)	住宅用家屋証明書（特定建築物用）	
(ニ)	①及び②の 書類	①低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ②住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書
(ホ)	住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書の写し（ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適 合住宅に該当することを証するものに限りま す。）	

《適用時期》

上記ロの改正は、令和4年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用され、同日
前に行った譲渡資産の譲渡に係る買換資産については、従前のおりとなります。

(2) 「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」及び「特定居住用財産の譲
渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」について、これらの適用期限が令和5年12月31日まで2年延長さ
れました（措法41の5⑦一、41の5の2⑦一）。



令和4年5月
税務署 この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

(1) 「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除」について、次の措置が講じられました。

イ 重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が博物館法に規定する公立博物館に該当する博物館又は植物園の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に買い取られる場合が適用対象に加えられました（措法34、措令22の7③）。

ロ 農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例に係る措置について、同法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地が当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合の措置に改組されました（措法34②七）。

《適用時期》

上記イの改正は、令和5年4月1日から施行されます。

上記ロの改正は、土地等が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年4月1日現在未成立。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）の施行の日以後に買い取られる場合について適用され、同日前に買い取られた場合については、従前のおりとなります（ただし、一定の経過措置の適用があります。）。

(2) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」の適用対象となる農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合について、その農用地が同法に規定する地域計画の区域内にある場合に限定されました（措法34の2②二十五）。

《適用時期》

この改正は、土地等が、基盤強化法等改正法の施行の日以後に買い取られる場合について適用され、同日前に買い取られた場合については、従前のおりとなります（ただし、一定の経過措置の適用があります。）。

(3) 「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除」について、次の措置が講じられました。

イ 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に係る措置について、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合の措置に改組されました（措法34の3②二）。

ロ 適用対象から、次に掲げる場合が除外されました。

(イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった同法の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合（旧措法34の3②三）

(ロ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡をした場合（旧措法34の3②七）

(ハ) 土地等につき集落地域整備法の事業が施行された場合において清算金を取得するとき（旧措法34の3②九）

《適用時期》

上記イの改正は、基盤強化法等改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日前に行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります（ただし、一定の経過措置の適用があります。）。

上記ロの改正は、令和4年4月1日前行った土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

(4) 「特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例」について、適用対象から集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合が除外されました（旧措法37の6①二）。

《適用時期》

この改正は、令和4年4月1日前行った交換分合による土地等の譲渡については、従前のおりとなります。

2 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正（続き）

- (5) 「国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置」について、適用対象に、重要文化財（土地を除きます。）を博物館法に規定する公立博物館に該当する博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合が加えられました（措法40の2、措令25の17の2①）。

《適用時期》

この改正は、令和5年4月1日から施行されます。

- (6) 「債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例」について、次の措置が講じられました（措法40の3の2①）。

イ 債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものである場合において同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることとの要件に、債務処理計画が同日以後に策定されたものである場合において同日前に産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人に該当しないものであることが加えられました。

ロ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

《適用時期》

上記イの改正は、令和4年4月1日以後に行う贈与について適用され、同日前に行った贈与については、従前のおりとなります。

- (7) 「被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例」について、譲渡期限の要件が10年から15年に5年延長されました（震災特例法11の7）。

- (8) 「被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例」について、次の措置が講じられました（震災特例法12の3）。

イ 適用対象に、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている内国法人（中小企業者に該当するものに限ります。）で産業復興機構の組合財産である債権の債務者であるものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の一定の要件を満たすものが策定された場合が加えられました。

ロ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

《適用時期》

上記イの改正は、令和4年4月1日以後に債務処理に関する計画に基づき内国法人に資産を贈与する場合について適用され、同日前に債務処理に関する計画に基づき内国法人に資産を贈与した場合については、従前のおりとなります。

【税法以外の法令の改正により譲渡所得の特例の適用対象となるもの（主なもの）】

- 1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年4月1日現在未成立）による所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正後における譲渡所得の特例は、次のとおりとされます。
 - (1) 地域福利増進事業の拡充後も引き続き、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された地域福利増進事業を行う事業者に対する一定の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該地域福利増進事業の用に供されるものが「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」の対象とされます（措法31の2②）。
 - (2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の対象となる土地の範囲の拡充後も引き続き、当該土地収用法の特例の規定による収用があった場合が「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等の対象とされます（措法33等）。
- 2 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）による沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の期限の延長後も引き続き「特定駐留軍用地等を譲渡した場合の5,000万円特別控除」の適用を受けることができることとされました（沖特令34の3）。

【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

1 NISA制度に関する改正

令和6年1月1日から開始される新たなNISA（特定非課税累積投資契約に係る非課税措置）における特定累積投資勘定（1階部分）に特定累積投資上場株式等を受け入れている場合の特定非課税管理勘定（2階部分）への上場株式等の受入れに係る要件について、特定累積投資勘定（1階部分）への特定累積投資上場株式等の受入れが、特定非課税管理勘定（2階部分）へ上場株式等を受け入れようとする日以前6か月以内である場合には、当該要件を満たすこととされました（改正前の当該要件は、特定累積投資勘定（1階部分）への特定累積投資上場株式等の受入れが、特定非課税管理勘定（2階部分）へ上場株式等を受け入れようとする日以前6か月以内で、かつ、同日の属する年と同一年である場合とされていました。）（措法37の14⑤六、措令25の13④四イ(1)）。

2 エンジェル税制に関する改正

- (1) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」、「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」及び「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」について、適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が令和7年3月31日まで3年延長されました（措法37の13①三、37の13の2、41の19①三）。
- (2) 「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」について、①適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限及び②適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が、それぞれ令和6年3月31日まで2年延長されました（措法41の19①四、五）。

3 配当所得に関する改正

- (1) 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等とその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3以上となるときのにおけるその居住者等が支払を受けるものを、総合課税の対象とすることとされました（措法8の4①一）。

《適用時期》

この改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用され、同日前に支払を受けるべき配当等については、従前のとおりとなります。

- (2) みなし配当の額の計算方法について、次の見直しが行われました。

イ 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とすることとされました（所令61②四イ）。

ロ 出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配対応資本金額等は、その出資等減少分配により減少した出資総額等の額を限度とすることとされました（所令61②五）。

ハ 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻対応種類資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとされました（所令61②四ロ）。

《適用時期》

上記イ及びロの改正は、令和4年4月1日から施行されます。

上記ハの改正は、令和4年4月1日以後に行われる資本の払戻しについて適用されます。

- このパンフレットは、令和4年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

民法の改正（成年年齢引下げ）に伴う贈与税・相続税の改正のあらまし

改正の概要

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われております。贈与・相続等の時期によって、下表のとおり受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっておりますので、ご注意ください。

区 分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合
贈与税	・相続時精算課税（相続税法21の9） ・住宅取得等資金の非課税等（租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2） ・贈与税の特例税率（租税特別措置法70の2の5） ・相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法70の2の6～70の2の8）	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	・事業承継税制（租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5）	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	・結婚・子育て資金の非課税（租税特別措置法70の2の3）	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	・未成年者控除（相続税法19の3）	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

Q1 私は、令和4年3月に父から現金500万円の贈与を受けました。同年10月に私は19歳になりますが、この贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできますか。

贈与の日は令和4年3月31日以前であるところ、あなたの年齢はその年1月1日において18歳となるため、相続時精算課税の適用を受けることはできません。したがって、暦年課税により贈与税額を計算して申告することとなります。

※ 令和4年4月1日以後に受けた贈与については相続時精算課税の適用を受けることができます。

Q2 私は、祖父から令和4年2月に現金800万円を、同年6月に現金700万円の贈与を受けました。同年9月に私は19歳になりますが、適用される贈与税率はどのようになりますか。

あなたの年齢はその年1月1日において18歳となります。したがって、2月に受けた贈与については、一般税率の適用となりますが、6月に受けた贈与については、他の要件を満たせば、特例税率を適用することができます。

※ 一般税率と特例税率の両方の税率の適用がある場合の贈与税額の計算方法は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.4408 贈与税の計算と税率（暦年課税）」を参照してください。

Q3 私（19歳）は、令和4年中に、祖母から非上場株式の贈与を受け、事業承継税制（租税特別措置法70の7の5）の適用を受けようと考えていますが、適用を受けることはできますか。

贈与の日が令和4年3月31日以前の場合はこの制度の適用を受けることはできませんが、贈与の日が令和4年4月1日以後の場合で、他の要件を満たすときは適用を受けることができます。

このあらましは、令和4年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

令和4年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

県税事務所別電子申告利用率

	令和3年度（4年3月31日現在）		
	全申告件数	電子申告による 申告件数	利用率
さいたま	35,839	28,924	80.71%
川口	27,803	22,048	79.30%
川越	17,681	14,389	81.38%
飯能	7,346	5,829	79.35%
東松山	5,060	4,145	81.92%
秩父	2,563	2,123	82.83%
本庄	3,359	2,729	81.24%
熊谷	8,949	7,220	80.68%
行田	5,585	4,648	83.22%
春日部	15,725	12,470	79.30%
越谷	26,304	21,975	83.54%
朝霞	11,315	8,714	77.01%
所沢	11,132	8,726	78.39%
上尾	10,311	8,139	78.94%
全県	188,972	152,079	80.48%

※ この集計表は、総務省自治税務局企画課「電子申告等の利用率等の調べ等について(照会)」の調査要件(重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除く。)と合わせて、県税務システムデータにより算出しています。(利用者からeLTAXに送信された総件数を集計したものの利用率とは一致しないことに留意してください。)

令和4年6月17日

熊谷支部会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長 中野 敦夫
副支部長 中村 文男
総務部長 長谷部好一

会員名簿（顔写真入り）の作成のため個人情報提出のお願い

総務部の事業として顔写真入り手帳型会員名簿を作成いたします。顔写真入り名簿は、支部会務運営上不可欠であり、さらに会員間のコミュニケーションを図るためにも重要となっています。つきましては、別紙回答書に必要事項を記入し写真を貼付のうえ、個人情報のご提出をお願いいたします。

提出先 ： 熊谷支部事務局

【郵送または持参の場合】

〒360-0041 熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203号

【メールの場合】

ファイル名を会員氏名としたうえで、下記メールアドレスに送信してください。

tains-k@sakitama.or.jp

回答書 ： 別紙書面のエクセル版を支部ホームページ会員専用ページに掲載しますので、そちらのエクセル版もご使用いただけます。

提出期限：令和4年8月10日（水）

写 真 ： 上半身、正面を向いたもの。白黒・カラーを問いません。

大きいサイズの写真は貼付せずにクリップ止めしてください。

デジタルカメラ・スマートフォン等で撮影したデータでも結構です。

その他 ： 税理士法人に所属する会員は、その所属事務所を明記してください。

所属税理士は従事する事務所を明記してください。

●個人情報保護方針および個人情報の利用目的のお知らせ

個人情報を適切に保護することが重要であることを認識し、名簿の作成および配布については個人情報を適正に取り扱い、下記のように定めます。

①収集する個人情報は、税理士会の活動を円滑に進めるために必要なものに限る。

②収集した個人情報は、会員名簿作成のために使用する。

③作成した名簿(顔写真入り)には1冊ごとに番号を付し、熊谷支部会員、準会員に配布する。
また、税理士会会員の広報手段として特定の官公庁に配布する。

④配布した名簿(顔写真入り)は、各会員の責任において個人情報保護のため適正に取り扱う。

⑤この他収集した個人情報は熊谷支部所属会員名簿一覧として作成し、広報手段として配布します。

⑥その他、個人情報の保護については本会、県連に準じて適切な取扱いに努力致します。

会員名簿作成のための個人情報回答書

ふりがな【必須】	
氏名【必須】	
税理士登録番号【必須】	
登録区分【必須】	開業 所属 法人
事務所所在地【必須】	〒
税理士法人名 (法人所属の場合必須)	
従事する事務所名 (所属税理士の場合必須)	
事務所電話【必須】	
事務所 F A X 【必須】	
自宅電話	
自宅 F A X	
生年月日【必須】	昭和 年 月 日 平成
携帯電話	
メールアドレス【必須】	

写真貼付欄

写真の裏面に記名のうえ貼付してください。

- ・縦4センチ以上、横3センチ以上
- ・最近六ヶ月以内に撮影したものに限りです
- ・デジタルカメラ・スマートフォン等で撮影したデータを貼付または添付していただいても構いません

提出先 熊谷支部事務局 〒360-0041 熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203号
(メール提出の場合) tains-k@sakitama.or.jp

令和4年6月17日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫
副支部長 中 村 武 司
地域長 福 島 泰 彦
研修部長 森 戸 裕

税理士会36時間規定研修 令和4年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 初夏の候、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和4年8月10日（水）午後2時00分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「令和4年度 税制改正」
講師 本庄支部 松本純一先生
対象 税理士会会員
バス 午後1時40分に熊谷駅南口よりバスが発車します

単位 2単位

※研修資料は8月初旬に支部ホームページに掲載いたしますので、
各自ダウンロードしてお持ちください

7月25日（月）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和4年8月10日の支部研修会出席者は

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
4. 7. 25 (月)	村田克也	
4. 7. 28 (木)	大谷宏一	
4. 8. 1 (月)	小野澤克則	
4. 8. 4 (木)	柿沼和歌枝	
4. 8. 8 (月)	小島周二	
4. 8. 18 (木)	塩田哲也	
4. 8. 22 (月)	清水一宏	
4. 8. 25 (木)	瀧山英太	
4. 8. 29 (月)	高橋幸一	
4. 9. 1 (木)	富田秀昭	
4. 9. 5 (月)	長谷部好一	
4. 9. 8 (木)	福島泰彦	
4. 9. 12 (月)	内田拓志	
4. 9. 15 (木)	大山 亨	
4. 9. 22 (木)	大久保秀彦	
4. 9. 26 (月)	金井千尋	
4. 9. 29 (木)	木村和吉	
4. 10. 3 (月)	栗林昭人	
4. 10. 6 (木)	林 正浩	
4. 10. 13 (木)	原 靖	
4. 10. 17 (月)	蛭川高鋭	
4. 10. 20 (木)	藤野佳子	
4. 10. 24 (月)	水野敦史	
4. 10. 27 (木)	森川裕介	
4. 10. 31 (月)	森戸 裕	
4. 11. 7 (月)	安原宣彦	

*コロナのため、当面は電話相談になっています

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください
(相談があった場合は電話にてご連絡します)

決 算 報 告 書

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

有限会社 熊谷税務指導センター
埼玉県熊谷市宮町2丁目144番地

貸借対照表

有限会社 熊谷税務指導センター

令和 4年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 9,398,438】	【流 動 負 債】	【 14,025,100】
現 金 及 び 預 金	9,297,215	未 払 金	113,200
立 替 金	101,223	未 払 法 人 税 等	111,900
【固 定 資 産】	【 5,330,242】	預 り 金	13,800,000
(有 形 固 定 資 産)	(3,393,324)	負 債 合 計	14,025,100
建 物	1,634,323		
工 具 器 具 備 品	1		
土 地	1,759,000	純 資 産 の 部	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(1,936,918)	【株 主 資 本】	【 703,580】
積 立 金	1,936,918	資 本 金	3,000,000
		(利 益 剰 余 金)	(Δ2,296,420)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	Δ2,296,420
		繰 越 利 益 剰 余 金	Δ2,296,420
		純 資 産 合 計	703,580
資 産 合 計	14,728,680	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,728,680

損益計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

単位：円

科 目		金 額	
【売 上 高】			
売 上 高			420,000
	売 上 総 利 益 金 額		420,000
【販売費及び一般管理費】			221,224
	営 業 利 益 金 額		198,776
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息			107
	経 常 利 益 金 額		198,883
	税引前当期純利益金額		198,883
	法人税、住民税及び事業税		111,900
	当 期 純 利 益 金 額		86,983

販売費及び一般管理費

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
減 価 償 却 費	77,009	
租 税 公 課	45,400	
諸 会 費	5,000	
管 理 費	91,095	
雑 費	2,720	
合 計		221,224

株主資本等変動計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益剰余金		利益剰余金合計		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000,000	△2,383,403	△2,383,403	616,597	616,597	
当期変動額						
当期純利益		86,983	86,983	86,983	86,983	
当期変動額合計	-	86,983	86,983	86,983	86,983	
当期末残高	3,000,000	△2,296,420	△2,296,420	703,580	703,580	

個別注記表

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しています。

②無形固定資産 定額法を採用しています。

その他

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	300株
-----------------	------

当期増加株式数（発行済普通株式）	
------------------	--

当期減少株式数（発行済普通株式）	
------------------	--

当期末株式数（発行済普通株式）	300株
-----------------	------

前期末株式数（発行済優先株式）	
-----------------	--

当期増加株式数（発行済優先株式）	
------------------	--

当期減少株式数（発行済優先株式）	
------------------	--

当期末株式数（発行済優先株式）	
-----------------	--

令和3年度 収支決算書

(3年4月1日～4年3月31日)

地域： 熊谷 地域

(単位：円)

項 目			決算額
収 益 の 部	組合交付金収入（地域活動費）		509,000
	福利厚生事業収入		5,000
	全税共事業収入		20,000
	福祉共済事業収入		34,000
	共催事業収入		300,000
	雑収入		6
	前期繰越		44,436
	合 計		912,442
支 出 の 部	事業費	総務部門	
		経理部門	
		購買部門	
		福利厚生部門	90,289
		金融部門	
		教育情報部門	300,000
		全税共部門	
		広報部門	
		福祉共済部門	
		その他の事業費	
		(1)コロナ対策物品購入費	66,425
		(2)	
		小 計	456,714
	会議費	総会費	
		役員会議費	
		諸会議費	
		小 計	
	事務局費		338,280
	臨時支出（ ）		
	小 計		338,280
	合 計		794,994
	次期繰越金		117,448

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

令和4年4月6日

監事：

油井 豊仁

